就労証明書

新居浜市長　　宛

記入例
（育休後復職予定の方）

証明日	西暦　2026　年　11　月　8　日
事業所名	株式会社　〇〇〇
代表者名	〇〇　△△
所在地	新居浜市一宮町△丁目△番△号
電話番号	0897
担当者名	□□　〇〇
記載者連絡先	0897

令和9年度（2027年）4月の入所申込等として提出する場合は、令和8年（2026年）11月1日以降に証明されたものを有効とします

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	□ 農業・林業　□ 漁業　□ 鉱業・採石業・砂利採取業　□ 建設業　□ 製造業　□ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☑ 情報通信業　□ 運輸業・郵便業　□ 卸売業・小売業　□ 金融業・保険業　□ 不動産業・物品賃貸業 □ 学術研究・専門・技術サービス　□ 宿泊業・飲食サービス業　□ 生活関連サービス業・娯楽業　□ 医療・福祉 □ 教育・学習支援業　□ 複合サービス事業　□ 公務　□ （　　）
2	フリガナ	ニイハマ　ハナコ
	本人氏名	新居浜　花子　　生年月日　年　月　日
3	雇用(予定)期間等	☑ 無期　□ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　2015　年　4　月　1　日　～　年　月　日
4	本人就労先事業所	名称　株式会社　〇〇〇　△△支店 住所　新居浜市〇〇町△丁目△番△号
5	雇用の形態	☑ 正社員　□ パート・アルバイト　□ 派遣社員　□ 契約社員　□ 会社 □ 自営業主　□ 自営業専従者　□ 家族従業者　□ 内職　□ 業務委託　□ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☑　火 ☑　水 ☑　木 ☑　金 ☑　土 □　日 □　祝日 □　合計時間　月間　160　時間　0　分（うち休憩時間　1200　分） 一月当たりの就労日数　月間　20　日　一週当たりの就労日数　週間　5　日 平日　9　時　0　分　～　17　時　0　分（うち休憩時間　60.00　分） 土曜　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分） 日祝　分（うち休憩時間　分） 合計　分（うち休憩時間　分） 就労
	就労時間（変則就労の場合）	主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　2026　年　4　月　年月　2026　年　3　月　年月　2026　年　8　月 21　日／月　168　時間／月　21　日／月　175　時間
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定　□ 取得中 期間　年　月　日　～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定　☑ 取得中　□ 取得済み 期間　2026　年　8　月　1　日　～　2027　年　4　月　30　日
10	産休・育休以外の休業の取得	□ 取得予定　□ 取得中　□ 取得済み　理由　□ 介護休業　□ 病 期間　年　月　日　～　年　月　日
11	復職(予定)年月日	☑ 復職予定　□ 復職済み　2027　年　5　月　1　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☑ 取得予定　□ 取得中　期間　2027　年　5　月　1　日　～　2027　年　8　月　31　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　9　時　0　分　～　16　時　0　分（うち休憩時間　1260　分）
13	保育士等として態の有無	無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	□ 有　□ 有（予定）　□ 無　□ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☑ 可　□ 可（予定）　□ 否
16	育休延長可否	□ 可　□ 可（予定）　□ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年　月　日　～　年　月　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名　新居浜　太郎　□ 利用中　□ 申込中（第一希望） 児童名　新居浜　次郎　□ 利用中　☑ 申込中（第一希望） 児童名　生年月日　施設名　□ 利用中　□ 申込中（第一希望） 年　月　日

・雇用開始日は**全員**記入が必要です

右上に記載の事業所名（証明書発行事業所名）と異なる場合は、本人が実際に働いている事業所の名称・住所等を記入してください

・固定就労または変則就労の記入例を参考にご記入ください

・直近3か月の就労実績または産休・育休等により直近の実績がない場合は、産休・育休取得前の就労実績をご記入ください
・有給休暇は日数に含み、休憩・残業時間は時間数に含みます

〈育休後復職予定の方は、全員記入が必要です〉
・取得中の育休期間をご記入ください
・育休終了日は復職（予定）年月日の前日となります
・復職（予定）年月日を必ずご記入ください

・取得予定がある方はご記入ください

・入所月の翌月7日までに復職する必要があります
・限度を超えている場合、入所月の翌月7日までに復職することが可能かどうかチェックしてください。

・出退勤時間の特例等、№6の記載時間帯を超えて拘束時間帯が生じている場合（例：通勤時間が30分以上かかる・就業規則上の就労時間帯の15分前に出勤しなければならない等）はご記入ください
・№6の月間就労時間より№7の実績が少ない場合で、理由がある場合はご記入ください（例：〇月は入院により実績減等）